

## 所 管 事 項 調 査

為石浄水場跡地への残土受入れ及び跡地活用の方向性について

< 目 次 >

- 1 為石浄水場跡地の概要…………… P 1
- 2 長崎南環状線トンネル工事に係る残土受入れ…………… P 3
- 3 跡地活用の方向性…………… P 6
- 4 今後の想定スケジュール…………… P 6

企 画 財 政 部  
商 工 部  
土 木 部  
南 総 合 事 務 所  
上 下 水 道 局 事 業 部

令 和 4 年 9 月



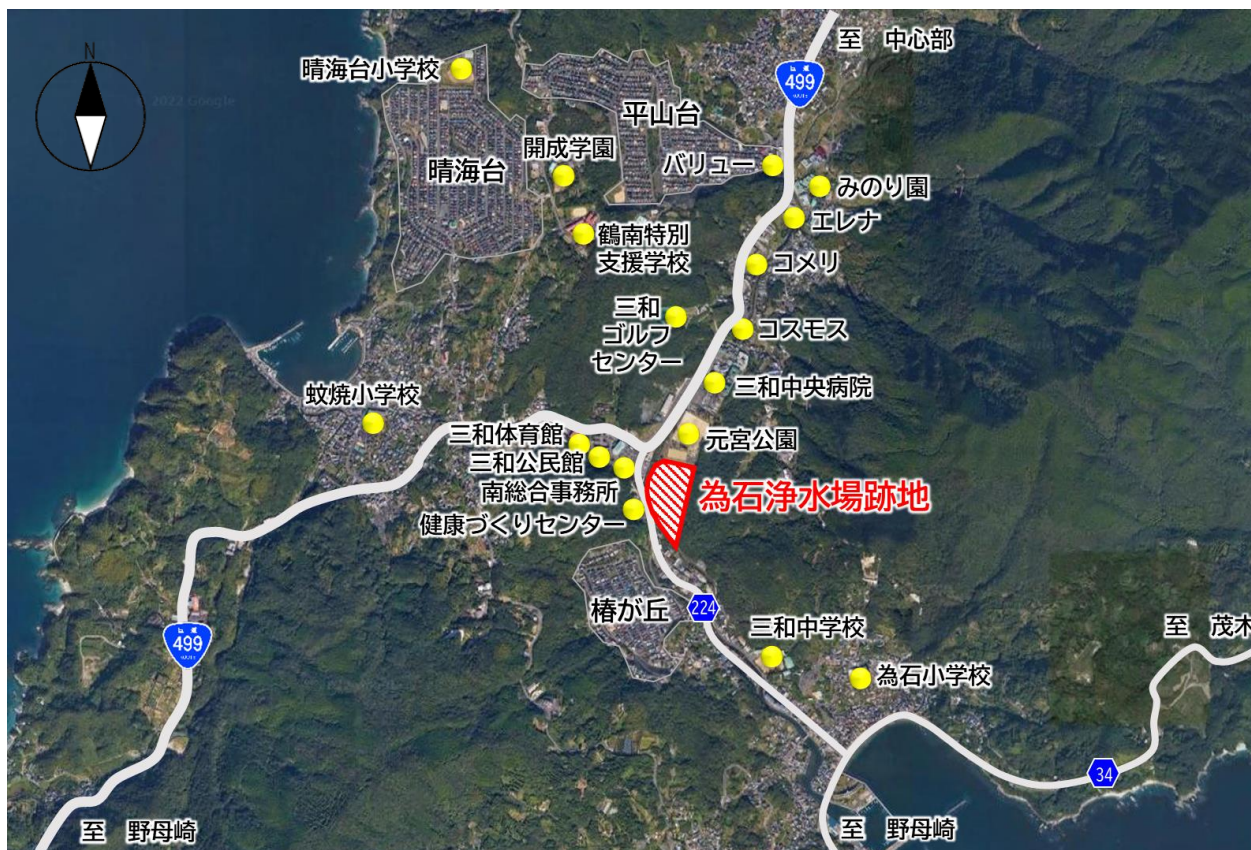
# 1 為石浄水場跡地の概要

## (1) 経過

三和地区の中心に位置している為石浄水場（旧高島町貯水池）は、昭和30年代後半からの旧高島町における水不足に対処するために、旧三和町の協力のもと、10万トンの貯水能力を有する貯水池として昭和43年に建設された。

その後、長崎地域市町村建設計画に基づく水道施設統合整備事業の実施により、長崎地区の手熊浄水場から送水管を延伸し、令和2年度末をもってその役割を終えた。

## (2) 位置図



## (3) 敷地の概要

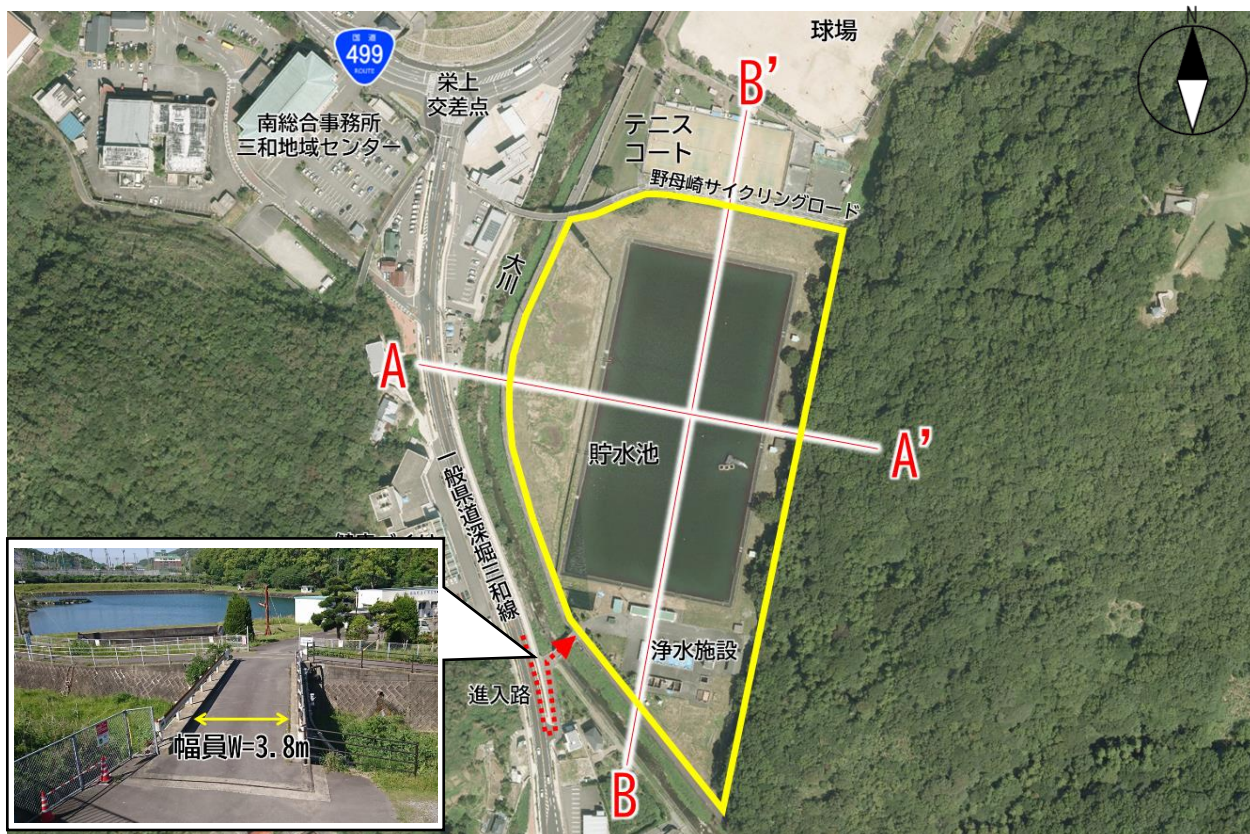
項目	内容
①地番	為石町字小田 3023 番 1 ほか 12 筆
②面積	36,155 m <sup>2</sup> (内、約 17,000 m <sup>2</sup> が貯水池)
③所有者	長崎市 (上下水道局所管。今後、市長部局へ有償所管替えを予定)
④都市計画	非線引き都市計画区域
⑤用途地域	指定なし
⑥建ぺい率	70%
⑦容積率	200%
⑧用途廃止	令和2年度末
⑨接道	建築基準法に規定する接続道路なし (車両進入が可能な道路あり)



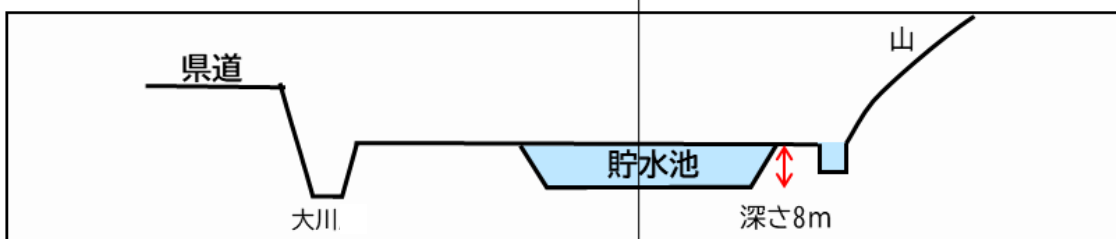
#### (4) 敷地の特徴

敷地の大半を深さ約8mの貯水池が占めており、敷地南側には浄水施設（建物等）がある。敷地への車両アクセスは一般県道深堀三和線から大川を跨ぐ橋梁を経由するルートとなるが、幅員が狭小であり、建築基準法上の接道条件を満たしていない。

跡地活用にあたっては貯水池部分をどのように埋め戻すのか、接続道路をいかに確保するのかという点が課題となる。



A-A' 断面



B-B' 断面



## 2 長崎南環状線トンネル工事に係る残土受入れ

### (1) 残土受入れの考え方

為石浄水場跡地の活用可能性の拡大及び長崎南環状線の事業進捗のため、長崎南環状線のトンネル工事で発生する残土 20 万 $m^3$ を為石浄水場跡地で受け入れることとし、条件面等について県・市で協議を進めている。

なお、このトンネル工事で発生する残土 20 万 $m^3$ のうち、10 万 $m^3$ については、既に令和 4 年 4 月に受入れに関する協定を県・市で締結しており、残る 10 万 $m^3$ について、浄水施設を長崎市で撤去の上、受け入れる方向で調整を進めている。

### <参考 1>長崎南環状線の概要

長崎外環状線として都市計画決定された西彼杵郡時津町から長崎市江川町に至る全長約 22.2km の自動車専用道路のうち、新戸町から江川町の区間について、長崎南環状線として平成 28 年度に事業着手され、その後、道路の設計業務や事業説明会、用地測量、建物調査、用地取得が順次進められ、平成 30 年度から工事に着手している。

- ア 事業主体 長崎県
- イ 路線概要 延長 L = 約 5.2 km 幅員 W = 3.25m × 2 車線 + 路肩 (計 10.0m)
- ウ 事業期間 平成 28 年度～令和 12 年度 (完成目標)  
(トンネル工事：令和 4 年度～令和 8 年度予定)
- エ 事業費 250 億円
- オ 進捗率 約 35% (事業費ベース・令和 3 年度末時点)
- カ 位置図

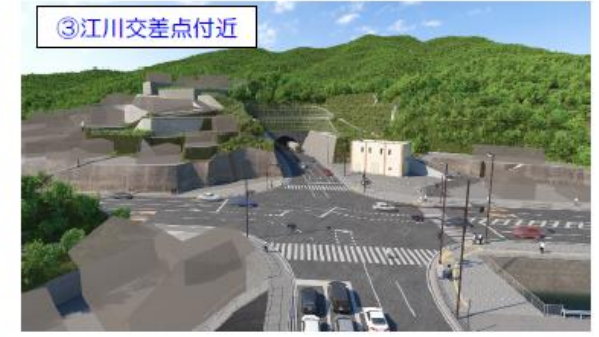
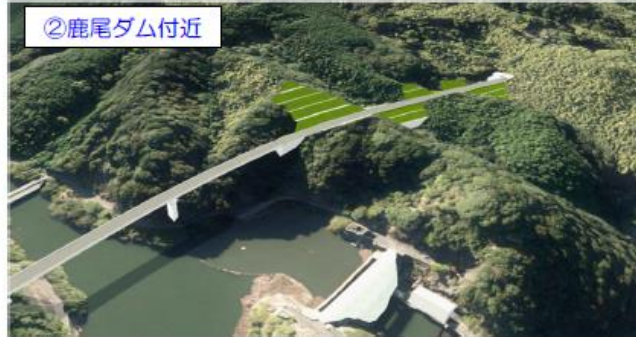
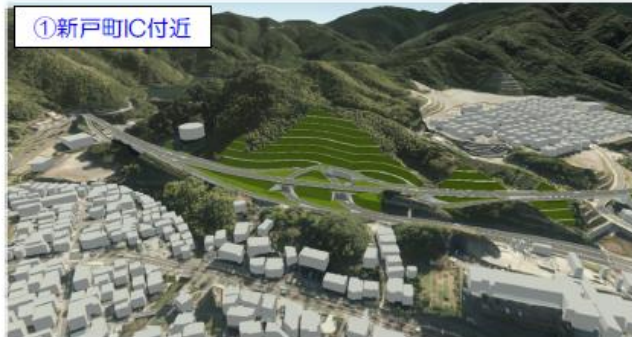




## ■南環状線整備ルート図

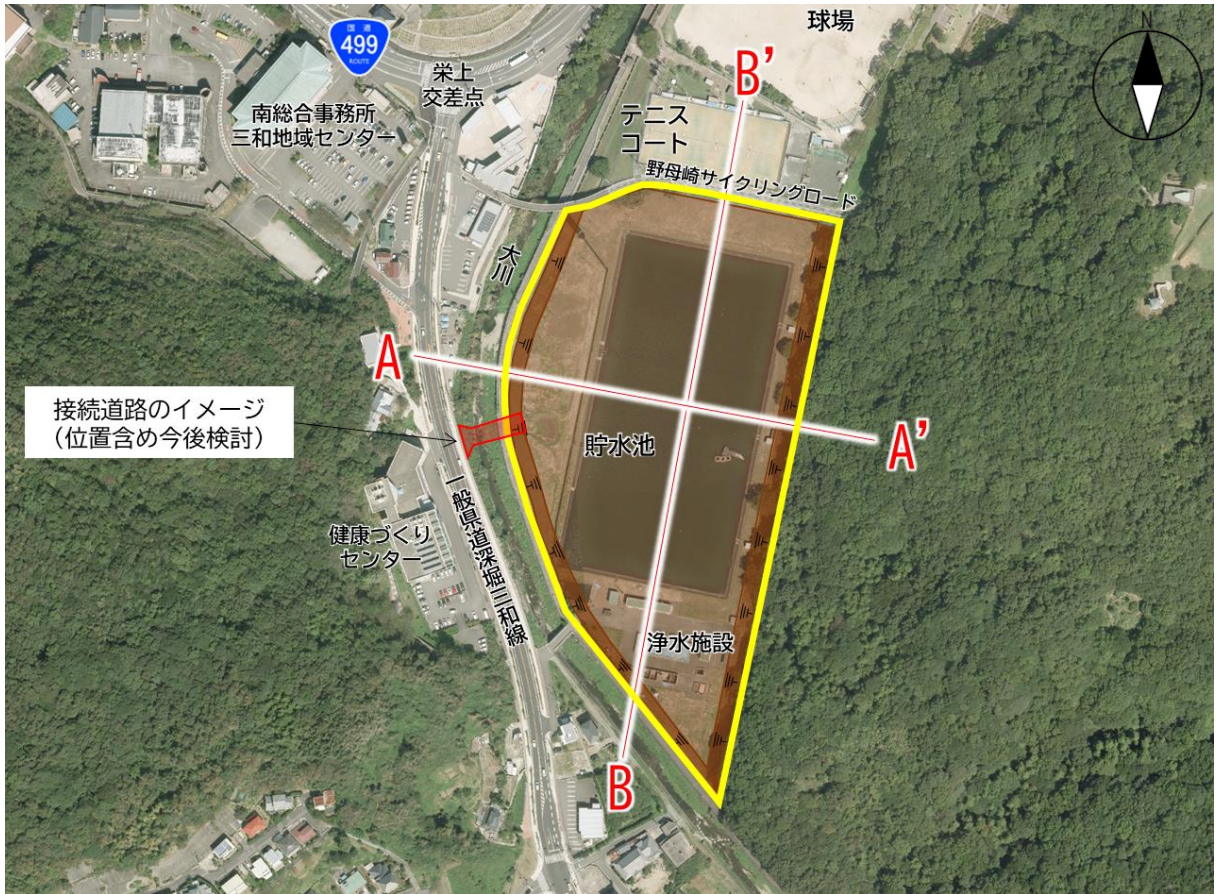


## ■整備後のイメージ





＜参考2＞20万m<sup>3</sup>受入れのイメージ



A-A' 断面



B-B' 断面



### 3 跡地活用の方向性

#### (1) 接続道路の整備

為石浄水場跡地は、開発や建築を行う上で必要な接道条件を満たしていないことから、跡地を有効に活用するためには新たに県道から跡地への橋梁による接続道路を整備する必要がある。

三和地区が新たに過疎地域に追加され、有利な財源である過疎対策事業債の活用が可能となることから、長崎市で跡地活用に合わせて橋梁による接続道路の新設を予定している。

なお、接続道路の整備位置や幅員、車線構成などは跡地活用の具体的な内容と整合を図る必要があるため、跡地活用の詳細な検討の中で平行して検討を進める。

#### (2) 跡地活用の方針

為石浄水場跡地は、三和地区を中心とした南部地域の振興、活性化などの観点から非常に重要な土地であるため、「南部地域の振興・活性化」用地として位置づけ、雇用の受け皿や地域経済への波及効果が期待される企業立地用地を軸に、地域住民の意見や県において実施する造成計画や土質調査等の結果を踏まえて検討を進めていく。

### 4 今後の想定スケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
貯水池撤去・残土搬入等 (県)	← 地元説明 貯水池撤去 造成計画 土質調査等		残土搬入 (0~10万m <sup>3</sup> )	↑	残土搬入 (10~20万m <sup>3</sup> )	↓
浄水施設撤去 (市)	← 設計		← 解体工事	↓		
接続道路整備 (市)		↑	← 設計	← 工事		
跡地活用 (市)	← 企業立地用地を軸に 地域住民の意見聴取			活用に向けた各種準備		↓ 跡地活用

※現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります。